

長浜赤十字病院 売店および食堂運營業務委託事業者募集要項

令和7年9月1日

長浜赤十字病院

院長 楠井 隆

1. 趣旨

長浜赤十字病院では、患者や職員に今まで以上に満足していただけるように、よりよいサービスを提供できる熱意のある事業者を公募する。

2. 運営委託業者の選定方法

A. 売店およびB. (①レストラン ②食堂 ③イートイン舎) (以下「売店および食堂」という) の運營業務を委託する事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により選定を実施する。

※A. とB. は必要。B. については、①～③で選択してください。

3. 公募期間

令和7年9月1日(月)～令和7年9月16日(火)

4. 募集業務の概要

- 1) 業務名 : 長浜赤十字病院売店および食堂の運營業務
- 2) 業務内容 : 当院が指定する売店内の一部を有償で使用し、売店および食堂の運營業務を行う。(別紙「長浜赤十字病院売店および食堂運營業務仕様書」参照)
- 3) 予定業務期間 : 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間
- 4) 業務実施場所 : 滋賀県長浜市宮前町14番7号

5. 応募者の資格

- (1) 公募に参加させないことができる者
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 競争入札又はせり売り等において、公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 選定業者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた

者

- (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて、契約の履行をしなかった者
- (カ) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 公告の日から業者選定の日までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社から、又は滋賀県で行われた不正行為に基づき滋賀県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、滋賀県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象した上で、公告の日から業者選定の日までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営の実質的に関与していると認められるとき

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結の当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することと知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められること。

(4) 過去5年間以内に300床以上の病院内売店および食堂の運営実績を有すること。

## 6. 応募方法

本件に応募する者は、14.により関係書類の交付を受けた後、令和7年9月16日（火）までに、参加申込書（様式1）を提出すること。

## 7. 現地説明会

1) 参加申込者を対象に、現地説明会を実施する。

2) 日時：令和7年9月18日（木）午後4時

3) 場所：滋賀県長浜市宮前町14番7号

## 8. 質問及び回答

1) 参加申込者を対象に、質問を次のとおり受け付ける。

2) 提出方法：14. に掲げる場所に「質問回答書」（様式は問わない）をFAX又はメールにて送付すること。電話によるものは受け付けない。

3) 提出期限：令和7年9月25日（木）まで

4) 回答：令和7年9月30日（火）までに全ての参加申込者に対してメールで回答する。

## 9. 提出書類

提出は各10部（A4縦長横書左綴じ、ページ番号を付す）

（1）売店および食堂運営に関する提案書（別紙2参照）

① 運営方針（運営にあたっての基本的な考え方、理念、目標等）

② 売店および食堂運営体制及び方法

③ 衛生管理における管理手法及び体制について

④ 従業員教育の方針及び方法（接客態度、健康診断、研修体制、商品知識）

⑤ 店舗イメージ・レイアウト

⑥ 商品構成、価格設定及びサービス

⑦ 営業時間の関する考え方

⑧ 施設利用に関する考え方

⑨ 開店までのスケジュール（移行期間の代替運営案を含む）

⑩ 病院内売店および食堂の運営実績（過去5年間、300床以上）

⑪ その他（独自性、アピールポイントなど）

（2）会社概要

申請者の概要（様式2）

（3）暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書（様式3）1部

（4）その他

返信用封筒1部（長さ14～23.5cm、幅9～12cm、あて先を記入し、切手を貼付）

## 10. 提出方法

14. に掲げる場所へ、令和7年10月10日（金）午後3時までに持参又は郵送すること。

## 11. 審査

提案に対するプレゼンテーションを実施する。

- 1) 日 時 : 令和7年10月15日(水) 9時から
- 2) 場 所 : 長浜赤十字病院2号館4階医局会議室2 (予定)
- 3) 内 容 : 提出された提案書等のプレゼンテーション
- 4) 時 間 : 1社につき15分(プレゼンテーション10分、質疑応答5分)
- 5) 出席者 : 3名以内とする。ただし、所長就任予定者又はそれに準ずる者の出席は必須とする。
- 6) 準備物 : プロジェクター及びスクリーンは病院設備利用可能であるが、パソコン等は各自準備すること。
- 7) 順 番 : 当日抽選を行いますので、8時45分に14.まで来ること。

## 12. 選定までのスケジュール

- 1) 令和7年9月1日(月) : 募集要項等の公表及び配布開始
- 2) 令和7年9月16日(火) : 参加申込み書類の受付締切
- 3) 令和7年9月18日(木) : 現地説明会
- 4) 令和7年9月25日(木) : 質問書の受付締切
- 5) 令和7年9月30日(火) : 質問書に対する回答
- 6) 令和7年10月10日(金) : 提案書の提出締切
- 7) 令和7年10月15日(水) : プレゼンテーション及び質疑応答
- 8) 令和7年10月23日(木) : 選考結果の通知(予定)

## 13. 委託先の選考・業務委託契約締結

応募書類・プレゼンテーション内容を審査のうえ委託先を決定し、選考結果を文書にて通知する。選定した委託先と契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

## 14. 問合せ及び提出先

- 1) 住 所 : 526-8585 滋賀県長浜市宮前町14番7号
- 2) 担当者 : 長浜赤十字病院総務課 中村、藤井、足立
- 3) 電 話 : 0749-63-2111 (代表)
- 4) F A X : 0749-63-2119
- 5) E-mail : office@nagahama.jrc.or.jp

(様式1)

令和 年 月 日

長浜赤十字病院  
院長 楠井 隆 様

長浜赤十字病院 売店および食堂運營業務公募型プロポーザル参加申込書

標記の件について、参加資格を満たしていること全ての記載事項に虚偽がないことを誓約し、公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。

(参加者)

所 在 地

名 称

代表者職指名

(作成責任者)

所属・職名・氏名

TEL

FAX

E-mail

(様式2)

### 申請者の概要

所在地（住所）	
商号又は名称	
代表者職氏名	
設立年月日	
資本金	
従業員数	

(様式3)

## 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

長浜赤十字病院  
院長 楠井 隆 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 年 月 日 性別 (男・女)

私は、長浜赤十字病院売店および食堂運營業務公募型プロポーザルの参加にあたり、下記の項目の要件に該当しないことを誓約するとともに、下記に該当するか否かに関し、長浜赤十字病院が滋賀県警察本部に必要な照会をすることについて承諾します。

なお、申請後において、該当していることが判明したとき及び該当する事態になったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、委託先として資格を取り消されることがあっても、何ら異議のないことを誓約します。

### 記

- 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 前各号のいずれかに該当する者であること知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。